

第 2 次やまと男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現を目指して

後期実施計画

(平成 27 年度～平成 30 年度)

平成27年4月

大 和 市

目 次

後期実施計画策定にあたって（平成 27 年度から平成 30 年度）

1	後期実施計画の趣旨	4
2	実施計画の期間	4
3	プランの新たな取り組み	4
4	プランの重点項目	5
5	目標とする指標	6
6	成果の目安	8
7	後期実施計画の推進	10
8	プラン体系図	11
9	参考	12
10	事業数	16

第2次やまと男女共同参画プラン後期実施計画

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(1)

方針1－(1)－① 性の尊重とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透・・・18

方針1－(1)－② メディアにおける女性の人権の尊重20

個別目標1－(1)

方針1－(2)－① 健康創造のための事業の推進21

個別目標1－(1)

方針1－(3)－① DV防止に向けた啓発活動の充実23

方針1－(3)－② DV被害者に対する支援体制の充実24

個別目標1－(1)

方針1－(4)－① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の防止25

方針1－(4)－② ハラスメントの防止26

基本目標2 男女共同参画への意識づくり

個別目標1－(1)

方針2－(1)－① 固定的性別役割分担意識の見直し27

個別目標1－(1)

方針2－(2)－① 男女共同参画学習の推進28

方針2－(2)－② 幼児期からの平等意識の形成29

基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画づくり

個別目標1－(1)

方針3－(1)－① 地域活動における女性リーダー登用の促進30

個別目標1－(1)

方針3－(2)－① 審議会等における女性の割合の拡大31

方針3－(2)－② 就労分野における女性登用の拡大32

基本目標4 仕事と生活の調和づくり

個別目標4－(1)

方針4－(1)－① 職場における男女共同参画の取組み促進33

方針4－(1)－② 働き続けるための条件整備34

個別目標4－(2)

方針4－(2)－① 男性の家庭生活や地域活動等への参加促進 ...36

基本目標5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり

個別目標5－(1)

方針5－(1)－① 高齢男女の自立支援37

方針5－(1)－② 若い世代の自立への支援39

個別目標5－(2)

方針5－(2)－① 外国人がともに暮らせるための支援40

個別目標5－(3)

方針5－(3)－① 地域ネットワーク構築の支援42

方針5－(3)－② 地域社会への参画・参加44

後期実施計画の策定にあたって (平成27年度から平成30年度)

男女共同参画社会基本法においては、地方公共団体の責務として、地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりの施策に取り組むことが求められています。

大和市では平成12年度に策定した「やまと男女共同参画プラン」を見直し、男女共同参画を一層促進していくための基本的方針として、「第2次やまと男女共同参画プラン」を策定しました。このプランの前期実施計画に基づき平成24年度から平成26年度まで、男女共同参画社会づくりに向けての具体的な事業展開を図ってきました。

この間も、少子高齢化の進行や経済活動のグローバル化など、本市を取り巻く社会環境は激しく変化し続けています。

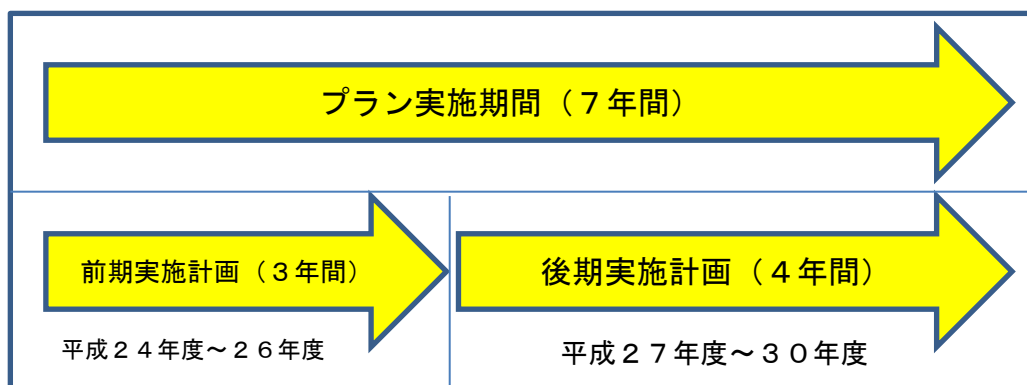
「後期実施計画」は、前期各年度の年次報告、および平成25年度に実施した「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」を参考にしながら、「男女共同参画行政推進会議」と下部組織である「アクティブ・スタッフ会議」で議論を重ね策定しました。

1 後期実施計画策定の趣旨

「第2次やまと男女共同参画プラン」計画期間（平成24年度から平成30年度までの7年間）の後半4年間に担う実施計画として、プランの着実な推進を図るために定めるものです。

2 実施計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年を前期、平成27年度から平成30年度までの4年を後期として実施計画を策定します。なお、施策の実施に当たり、諸情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



3 プランの新たな取り組み

(1) 人権が尊重される社会づくり

性の尊重、暴力の根絶及び虐待・ハラスメントの防止の啓発に努めます。

(2) 仕事と生活の調和づくり

男女が仕事、子育て及び介護等の家庭生活、地域生活等のバランスをはかり、生涯を通じて充実した生活が送れるような環境整備を進めます。

4 プランの重点項目

今回のプランでは以下の個別目標に特に力を入れて事業を実施していきます。いずれもこれまでの市の取組みで十分に達成できなかったもの等、引き続き力を入れて取り組む必要があるものです。

(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 個別目標1－(3)

人権侵害である暴力行為の防止、及び被害者の支援体制の充実のための取り組みを行います。

※また、この個別目標は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく大和市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画」としても位置づけます。

(2)社会制度・慣行の見直し、意識の改革 個別目標2－(1)

生活のあらゆる分野で性別役割分担意識を見直すことにより、性別にとらわれず個人が意欲的に仕事、家庭、地域での活動に取り組むことができるよう啓発していきます。

(3)ポジティブ・アクションの推進 個別目標3－(2)

就労分野における女性登用の拡大を実現するため、情報提供や啓発を進め、市役所における女性職員の管理監督職への登用の割合を、国の目標に準ずる30%に設定して取り組んでいきます。また、自治会、消防団、PTA等において、主要役員等への女性比率の「ゼロをなくす運動」を展開するよう各団体に要請していきます。

(4)仕事と家庭を両立するための環境整備 個別目標4－(1)

男性の家事への参加が進んでいない状況を改善するために、男女ともに、仕事、子育て及び介護等の家庭生活、地域生活等のバランスをはかり、生涯を通じて充実した生活が送れるような環境整備を進めていきます。

(5)さまざまな主体による地域づくり 個別目標5ー(3)

行政と市民、NPO及び企業等とのネットワークづくりを推進し、各世代の男女がそれぞれの得意分野に関する知識や能力を活かして、育児をする人が情報を交換する場や、子どもから高齢者まで異なる世代の市民が交流できる行事の充実等に参画できる環境づくりを推進します。

5 目標とする指標

内閣府の男女共同参画推進会議では、「社会のあらゆる分野において、2020(平成32)年までに指導的地位(※)に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定しています。(第3次男女共同参画基本計画:平成22年12月閣議決定)

(※)指導的地位の定義

①議会議員、②法人、団体等における課長相当職以上の者、③専門的、技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当(平成19年男女共同参画会議決定)

(1)男女が平等であると感じる市民の割合

	現状値	中間目標値	目標値
大和市 (※1)	平成25年	平成28年	平成30年
	23.7%	35.0%	35.0%
全国 (※2)	平成24年	—	—
	24.6%		

(※1)「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」より

(※2)内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より

(2) 管理・監督職における女性の割合

	平成24年	平成25年	平成26年	目標値
大和市の 管理・監督職	12.8%	11.9%	12.6%	平成32年度 国の掲げる目標 30%達成に 向けて取り組む
都道府県の本庁課長 相当職以上(※1)	6.5%	6.8%	7.2%	平成27年度 10%程度
国の地方機関課長・ 本庁課長補佐相当職 以上(※2)	5.1%	5.3%	-	平成27年度 10%程度
民間企業の課長相当 職以上(※2)	6.9%	7.5%	-	平成27年度 10%程度

(※1) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より

(※2) 内閣府「男女共同参画白書」より

(3) 審議会、委員会などにおける女性の割合

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値
大和市	23.8%	25.1%	25.7%	平成30年度 50%
市区町村 (※1)	23.9%	24.3%	25.2%	平成27年度 30%程度
都道府県 (※1)	28.8%	29.5%	30.3%	平成27年度 30%程度
国 (※2)	32.9%	34.1%	35.4%	平成32年度 60%以下 40%以上

(※1) 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況」より

(※2) 内閣府男女共同参画局「政策・方針決定過程への女性の参画状況調べ」より

6 成果の目安

成果の目安については、第2次やまと男女共同参画プランの進捗状況を図る指標として、成果を継続して図るために定めるものです。これまでの「やまと男女共同参画プラン」の成果の目安については、引き続き計測するものとし、新たな指標も加えて公表します。

(1) 自治会長における女性の割合

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大和市	3.8%	3.8%	
全国(※)	4.4%	4.5%	4.7%

(※)内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況」より

(2) PTA会長における女性の割合

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
大和市	14.3%	21.4%	25.0%
全国(※)	10.5%	11.2%	

(※)内閣府「男女共同参画白書」より

(3) 男性の育児休業取得率

	現状値		目標値
大和市	平成22年度	平成25年度	
	0%	4.4%	
全国(※)	平成23年度	平成24年度	平成32年度
	2.63%	1.89%	13%

(※)内閣府「男女共同参画白書」より

(4) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という用語の認知度

	現状値		目標値
大和市 (※1)	平成21年	平成25年	平成27年
	44.0%	49.5%	50%以上
全国 (※2)	平成21年	平成24年	平成27年
	37.0%	41.3%	50%以上

(※1)「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」より

(※2)内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より

◎ 以下、国等の比較データがない大和市の指標(※は「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」)

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の認知度(※)

平成21年	平成25年
72.8%	81.3%

(2) DVを受けていることを誰かに相談した割合(※)

平成21年	25年度
29.8%	29.8%

(3) ストーカー規制法の認知度(※)

平成21年	平成25年
88.1%	86.5%

(4) 男女共同参画基本法の認知度(※)

平成21年	平成25年
43.1%	50.2%

(5) 公立中学校生徒会役員的女子生徒の割合

平成21年	平成25年
50.7%	54.0%

(6) 市民セミナー等のアンケートで、「男女は平等であると」感じている割合

平成21年	平成25年
10.2%	33.1%

(7)ジェンダーの認知度(※)

平成21年	平成25年
33.5%	41.5%

(8)ポジティブ・アクションの認知度(※)

平成21年	平成25年
21.5%	23.4%

(9)育児・介護基本法の認知度(※)

平成21年	平成25年
78.7%	78.6%

(10)男女雇用均等法の認知度(※)

平成21年	平成25年
84.6%	86.6%

(11)男女共同参画情報誌「わくわく」の認知度(※)

平成21年	平成25年
12.7%	18.1%

7 後期実施計画の推進

- 毎年度ごとに、各事業の実施状況(事業実施内容、目標値、実績値、目標達成率、次年度目標値)、成果の目安を記載した年次報告書を作成します。
- この報告書を庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」及び「大和市男女共同参画懇話会」に報告し、必要に応じて事業実施内容等について協議していくとともに、協議結果を各事業主管課にフィードバックし、次年度以降の事業に生かせるようにします。
- 年次報告書は市のホームページ等で広く市民に公表し、広く意見をいただきながらプランの推進に取り組んでいきます。

8 プラン体系図



9 参考

(1)平成25年度 大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告(概要)

- 調 査 対 象 大和市に居住する満16歳以上の男女
- 標 本 数 3, 000人
- 抽 出 方 法 住民基本台帳による無作為抽出(日本国籍2, 926人、外国籍74人)
- 調 査 期 間 平成25年6月19日～7月31日
- 調査票配布数 3, 000票(男性1, 500票、女性1, 500票)
- 回 収 数 1, 048票(回収率34. 9%(前回より11. 9ポイント減、男女別の回収率は、
男性41. 4%、女性57. 7%))

●回答者の主な特徴

- ・共働きをしている世帯が54. 4%と前回より6. 1ポイント増加
- ・前回に比べて、共働きをしている世帯が、共働きをしていない世帯を上回る
- ・女性の勤め人は44. 6%(平成21年は41. 7%で2. 9ポイント増)
- ・女性の勤め人のうち、パート、アルバイト、派遣社員の割合は54. 5%
(男性の勤め人は47. 7%で、そのうちパート、アルバイト、派遣社員の割合は11. 1%)

●主な調査結果

(割合については、複数項目を選択できるものもあったため、合計が100%を超える項目もある)

各分野における平等感について(前回から大きな変化がない)

- ・全体として「男性の方が優遇されている」と思う人が、59. 7%。男女が平等であると思う人の割合は、23. 7%で、前回の22. 4%と比べると1. 3ポイント増加しているが、第8次総合計画及び第2次やまと男女共同参画プランの目標値35%には及ばなかった。
- ・職場での男女の平等感では、女性は55. 1%が「男性の方が優遇されている」と答えている。
- ・しきたりや慣習などでの男女の平等感では、68. 1%が「男性の方が優遇されている」と答えている。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

- ・「男女とも仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」が64. 3%で前回の57. 3%を7ポイント上回った。(ただ、前々回の64. 9%とほぼ同水準)

男女が平等な社会を実現するために必要なことについて

- ・「女性の雇用の安定、経済力の向上」53.7%、「男性の家事・育児・介護への参加」45.8%、「男性の雇用の安定、経済力の向上」29.6%、「しきたりや慣習の改善」28.7%、「子どものころからの男女平等教育の徹底」25.3%の順となっている。

家庭生活について

- ・家事・育児・介護について、それぞれ「男女が協力し合っている」が、74%、78.6%、56%と高い割合だった。

女性が職業をもつことについて

- ・「結婚や出産に関わらず職業を続ける方がよい」39.6%（前回28.3%から11.3ポイント増）、「子どもができたなら職業はやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」32.4%（前回38.8%で、6.4ポイント減）

職場で男女平等でないと感じるときについて

- ・「男性が育児休業・介護休暇を取得しにくい」40.2%、「女性の賃金が低い」33.2%、「女性に責任ある仕事を任せない傾向がある」26.4%、「女性は昇進・昇格が遅い」25.8%、「結婚や出産時に退職を促す雰囲気がある」25.8%の順となった。

ワーク・ライフ・バランスについて（意識は高まってきている）

- ・「ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている」は49.5%で前回の44%から4.5ポイント増加している。
- ・「自分自身の生活を考えたとき、ワークとライフのバランスがとれていると思いますか」については、とれている43.1%ととれていない45.3%と拮抗している。

女性がもっと就いた方がよいと思う公職や役職について

- ・役職及び公職としてあげた、「職場の管理職」、「県や市の審議会等の委員」、「市議会議員」、「県議会議員」、「国会議員」、「知事や市長」、「PTA会長」、「自治会長」すべてで、「就いた方がよい」が「そう思わない」を上回った。
- ・では、上記の「各役職及び公職に、女性自身または妻が就任や立候補を依頼されたらどうしますか」の問いでは、すべてで「承諾又は賛成しない」が「承諾又は賛成する」を上回った。
- ・役職や公職に就くことに「承諾又は賛成しない」理由としては、「自信がないから」35.7%（前回37.8%）、「リーダーシップがないから」15.1%（15.6%）、「仕事を持っているから」10.9%（13.4%）の順があげられ、前回と比較して大きな変化はなかった。

防災について(今回新設した項目)(性別に配慮が必要という意識が高い)

- ・「防災、災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要だと思いますか」の問いには、82.1%の人が必要と答えた。
- ・「防災、災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことは何ですかの問いには、「避難所の設備(男女別のトイレ、更衣室、洗濯干場等)」87.1%、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」52.7%、「災害時の救急医療体制(乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制)51.1%の順となった。

(2) 女性の年齢階級別労働力率の推移(M字カーブ)

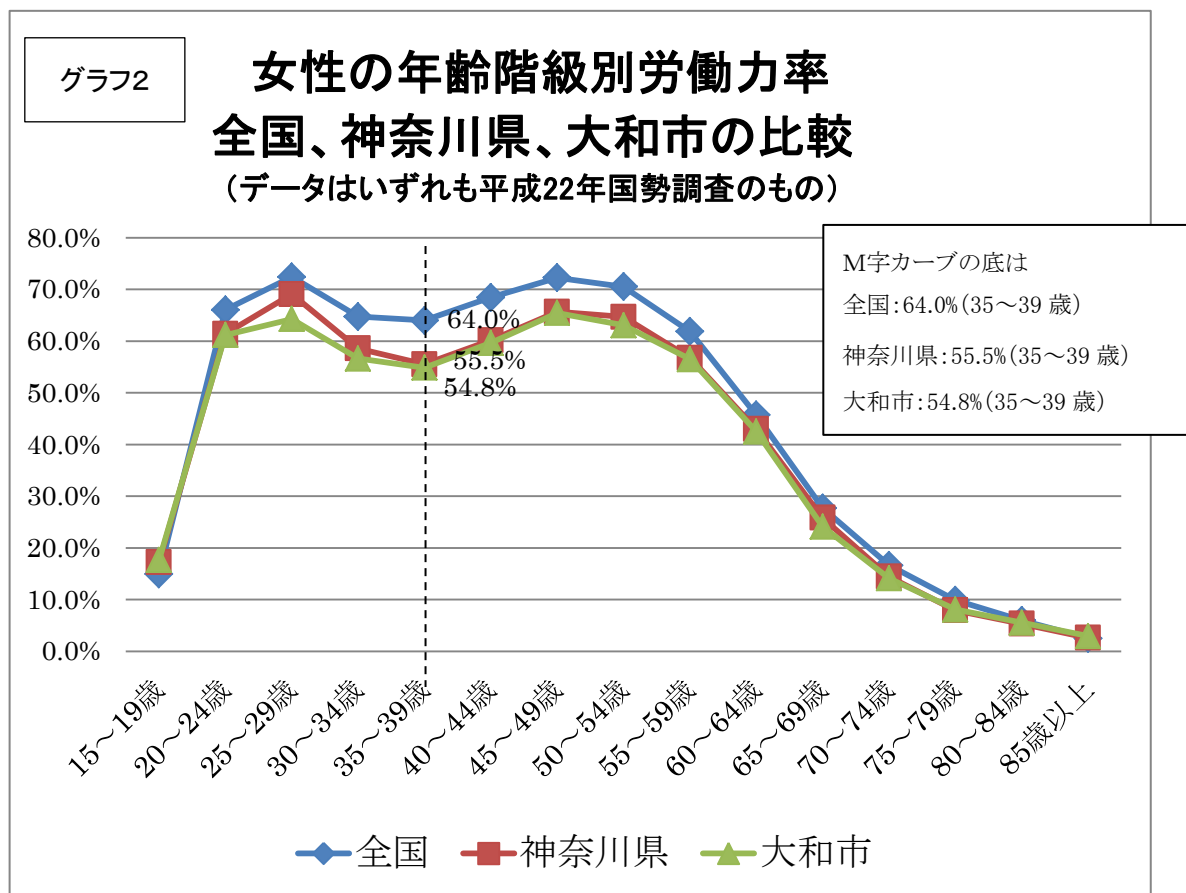
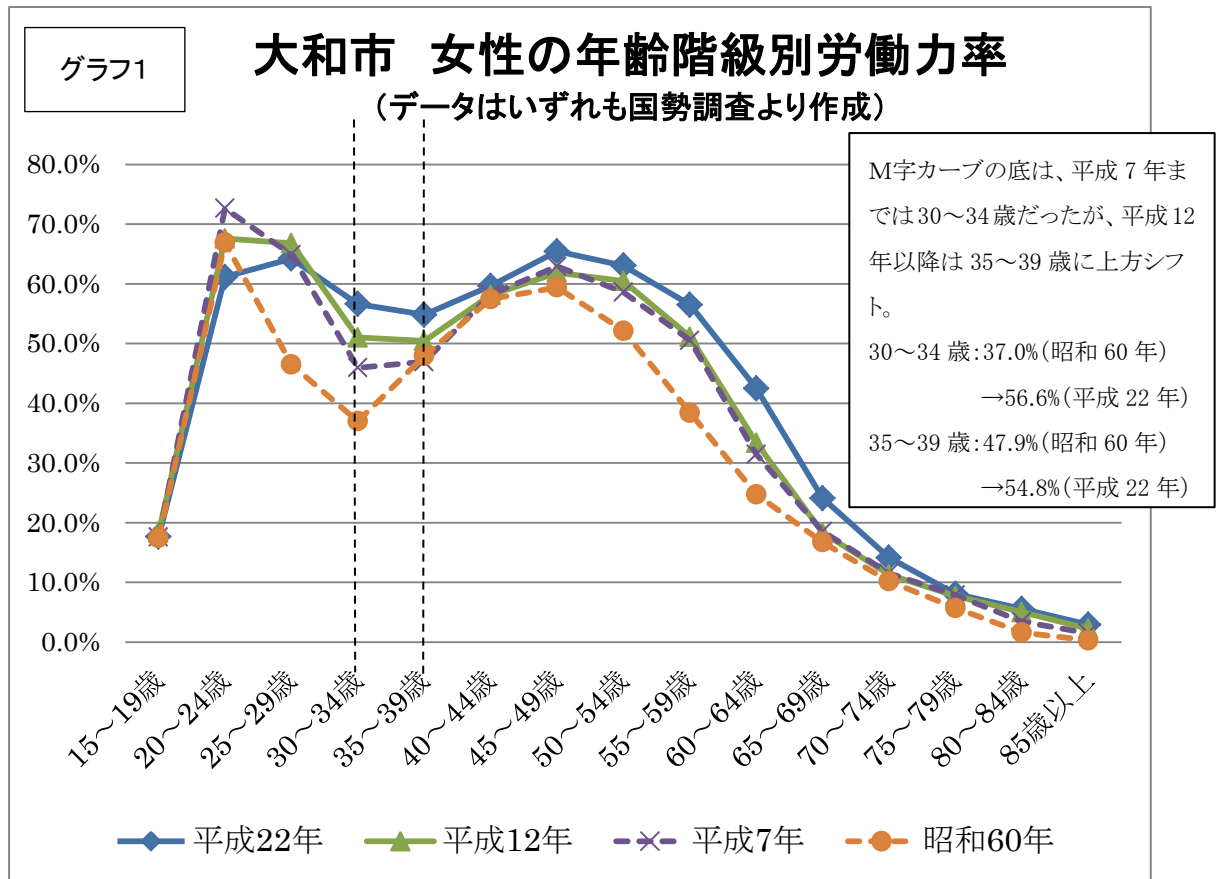
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代前半で就職し、その後結婚や出産などの理由により離職し、その後再び就職するという状況におかれていることから、「M字カーブ」を描くことが知られています。

この「M字カーブ」について、経過及び国、神奈川県との比較について、グラフにすることができたので、以下に掲載する。

「M字カーブ」の底は昭和60年から平成7年までは、「30歳から34歳」でしたが、平成12年以降は「35歳から39歳」に上方シフトしている(グラフ1)。「M字カーブ」の底は、本市においては、昭和60年は、37%(30歳から34歳)であったものが、平成22年は、56.6%(35歳から39歳)と19.6ポイント上昇している。

また、本市の「M字カーブ」の底は、全国、神奈川県より低く、「35歳から39歳」で54.8%となっている(グラフ2)。

(データはいずれも国勢調査をもとに作成)



10 事業数

○延べ事業数 261事業(前期実施計画264事業)

○所管課・団体数 37

(うち3団体は、スポーツ・よか・みどり財団、大和市社会福祉協議会、大和市国際化協会)

後期実施計画		前期実施計画	
所管課	事業数	所管課	事業数
1 広報広聴課	1	1 広報広聴課	1
2 危機管理課	1	2 危機管理課	1
3 政策総務課	1	3 政策総務課	1
4 情報政策課	1	4 情報政策課	1
5 人財課	8	5 人財課	8
6 市民活動課	5	6 市民活動課	5
7 市民相談課	10	7 市民相談課	10
8 保険年金課	1	8 保険年金課	1
9 生活あんしん課	4	9 生活あんしん課	4
10 産業活性課	12	10 産業活性課	12
11 生活環境保全課	1	11 生活環境保全課	1
12 健康福祉総務課	2	12 健康福祉総務課	2
13 健康づくり推進課	12	13 健康づくり推進課	12
14 介護保険課	3	14 介護保険課	3
15 高齢福祉課	8	15 高齢福祉課	11
16 障がい福祉課	6	16 障がい福祉課	7
17 生活援護課	4	17 生活援護課	3
18 こども総務課	12	18 こども総務課	23
19 すくすく子育て課	12	19 保育家庭課	8
20 ほいく課	7	20 こども・青少年課	11
21 こども・青少年課	11	21 文化振興課	2
22 文化振興課	2	22 国際・男女共同参画課	53
23 国際・男女共同参画課	53	23 生涯学習センター	28
24 生涯学習センター	28	24 図書館	3
25 図書館	3	25 スポーツ課	1
26 スポーツ課	1	26 街づくり総務課	1
27 街づくり総務課	1	27 街づくり推進課	1
28 街づくり推進課	1	28 土木管理課	1
29 土木管理課	1	29 警防課	1
30 警防課	1	30 予防課	1
31 予防課	1	31 保健給食課	2
32 保健給食課	2	32 指導室	14
33 指導室	13	33 青少年相談室	4
34 青少年相談室	4	34 スポーツ・よか・みどり財団	6
35 スポーツ・よか・みどり財団	6	35 大和市社会福祉協議会	17
36 大和市社会福祉協議会	17	36 大和市国際化協会	4
37 大和市国際化協会	5		

※あみかけ部分は、後期実施計画策定にあたり、事業数に変更があった課かい(組織改正も含む)

第2次やまと男女共同参画プラン 後期実施計画 (平成27年度から平成30年度)

＜実施する事業＞における表記

- ・あみかけ部分は公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団等の主催事業ですが、これらは市からの委託を受けて実施しているものや、自主事業においても、公益性を担っていると判断することから、「実施計画」に引き続き掲載しています。
- ・【新規登載】の記載は、後期実施計画策定にあたり、新しく追加された事業を示しています。
- ・【名称変更】の記載は、前期実施計画策定時の名称と変更した事業を示しています。
- ・【統合】の記載のある事業は、前期実施計画策定時に同一の方針における複数の事業を一つにまとめました。
- ・【移動】の記載は異なった方針における事業を当該方針に移したことを示しています。
- ・【組織改正】の記載については、平成27年度からの組織改正によるものです。

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(1) 性の尊重と重要性の浸透

方針1－(1)－① 性の尊重とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※1)の浸透

<施策の方向>

- ア 人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権としてとらえる意識づくりのため、学習機会の充実に努めます。
- イ 学校や地域において性に関する学習の機会の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念に関する知識の普及に努めます。
- ウ 性に関する相談体制を整備します。
- エ 男女が互いの性差を正しく理解した上で、性の尊重や母性機能の重要性などを認識できるよう、啓発活動を展開します。
- オ セクシュアル・マイノリティ(※2)への理解を促進するための啓発に努めます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	ジェンダーに関する学習機会の提供	国際・男女共同参画課	ア、イ	2－(1)－①
2	性と男女平等に関する学習機会の提供	国際・男女共同参画課	ア、イ	
3	メディアと男女平等に関する学習機会の提供	国際・男女共同参画課	ア、イ	1－(1)－②
4	ジェンダーに関する学習機会の提供	生涯学習センター	ア、イ	2－(1)－①
5	性と男女平等に関する学習機会の提供	生涯学習センター	ア、イ	
6	メディアと男女平等に関する学習機会の提供	生涯学習センター	ア、イ	1－(1)－②
7	かながわ女性センター事業の紹介	国際・男女共同参画課	ア、イ、 ウ、エ	
8	海外の女性問題に関する情報収集と提供	国際・男女共同参画課	ア、イ、 エ、オ	
9	市民・企業への情報提供	国際・男女共同参画課	ア、イ、 エ、オ	1－(3)－① 1－(4)－② 4－(1)－① 4－(1)－②
10	職員に対する研修機会の提供	国際・男女共同参画課	ア、イ、 エ、オ	

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
11	メディアを活用したリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	国際・男女共同参画課	イ	1－(1)－②
12	広報やまと、インターネット、チラシ、FMやまとなどを活用した啓発活動	国際・男女共同参画課	イ、エ、オ	
13	男女共同参画情報誌「わくわく」等の発行	国際・男女共同参画課	イ、エ、オ	2－(1)－①
14	【名称変更】 Webページの更新、市民活動課と各学習センターへの情報コーナー配置	国際・男女共同参画課	イ、エ、オ	

(※1)性と生殖に関する健康・権利

(※2)セクシュアル・マイノリティ:性的少数派(同性愛、両性愛、性同一性障害等が含まれると考えられている)。

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(1) 性の尊重と重要性の浸透

方針1－(1)－② メディアにおける女性の人権の尊重

＜施策の方向＞

- ア 市で刊行物やホームページを作成する際、男女共同参画の視点に沿った人権を尊重した表現へ配慮します。
- イ 情報を発信するメディアに対し、男女共同参画の視点に沿った人権を尊重した表現へ配慮するよう働きかけます。
- ウ メディアの情報を受け手が男女共同参画の視点に立って読み解く力の向上のため、啓発活動を実施します。

＜実施する事業＞

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	広報やまと等広報紙を作成する際の人権への配慮	広報広聴課	ア	
2	ネットワーク・システム利用におけるルール遵守の働きかけ	情報政策課	ア、イ	
3	メディアと男女平等に関する学習機会の提供	国際・男女共同参画課	イ	1－(1)－①
4	メディアと男女平等に関する学習機会の提供	生涯学習センター	イ	1－(1)－①
5	道路上の有害看板等の撤去	街づくり推進課	イ	
6	道路上の有害看板等の撤去	土木管理課	イ	
7	道路上の有害看板等の撤去	青少年相談室	イ	
8	メディアを活用したリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	国際・男女共同参画課	ウ	1－(1)－①

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(2) 生涯を通じた女性の健康支援

方針1－(2)－① 健康創造のための事業の推進

<施策の方向>

- ア 乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識を普及し啓発に努めます。
- イ 健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために各年代に応じた健康診査事業を充実させます。
- ウ 男女がからだと性について互いに尊重し、責任ある行動がとれるよう学校において、健康教育を行います。
- エ HIV・エイズ、性感染症に対して感染を予防し、患者と感染者への理解を深めるための啓発を県と連携して行います。
- オ 生涯を通じた健康づくりを推進するため、女性特有の病気の健康診査事業を充実させ、早期発見に努めます。
- カ 妊婦が安心して子どもを産むことのできる支援を行います。
- キ 健康づくりのためのスポーツ活動などを積極的に推進するとともに、個人個人の体力、年齢などに即した無理のないスポーツ活動を行うことができるよう努めます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	【名称変更】 各年代に応じた健康教育や学習機会の提供	健康づくり推進課	ア	
2	【名称変更】健康相談	健康づくり推進課	ア	
3	健診後の要指導者に対する訪問指導	健康づくり推進課	ア	
4	【名称変更】 食生活改善推進委員活動	健康づくり推進課	ア	
5	【名称変更】 女性健康診査受診後の保健指導	健康づくり推進課	ア	
6	【名称変更】 各年代に応じた健康教育や学習機会の提供	【組織改正】 すくすく子育て課	ア	
7	【名称変更】 各年代に応じた健康教育や学習機会の提供(食に関する指導)	保健給食課	ア	

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
8	児童生徒の健康診断(内科・歯科・眼科・耳鼻科)	保健給食課	ア	
9	【名称変更】 生活習慣病予防のための特定健診、 特定保健指導	健康づくり推進課	ア、イ	
10	【名称変更】 高齢の方に対する訪問指導	高齢福祉課	ア、イ	
11	妊産婦、新生児、乳幼児に対する訪問指導	【組織改正】 すくすく子育て課	ア、イ、カ	
12	【名称変更】 各年代に応じた健康教育や学習機会の提供	指導室	ア、ウ	
13	【名称変更】 健康づくりの普及及び健康増進活動の推進	健康づくり推進課	ア、キ	
14	【名称変更】 生活習慣病予防を目的に健康教育や講演会等を実施	健康づくり推進課	ア、キ	
15	【名称変更】 各年代に応じた健康診査事業	保険年金課	イ	
16	【名称変更】 各年代に応じた健康の保持増進体制の整備	【組織改正】 すくすく子育て課	イ	
17	外科・内科のスポーツドクターによる スポーツ健康相談	公益財団法人大和市 スポーツ・よか・みどり財団	イ	
18	各年代に応じた健康診査事業	健康づくり推進課	イ、オ	
19	女性の健康診査の実施により健康づくりに対する意識啓発を実施	健康づくり推進課	イ、オ	
20	【新規事業】 親子 de 健康診査事業	健康づくり推進課	イ、オ	
21	【名称変更】 厚木保健福祉事務所大和センターでの検査や相談の機会の活用	健康づくり推進課	エ	
22	妊娠、出産、育児に関する相談を随時電話相談および定例育児相談を実施	【組織改正】 すくすく子育て課	カ	
23	各年代に応じたスポーツ教室の開催	公益財団法人大和市 スポーツ・よか・みどり財団	キ	5-(3)-①

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(3) ★女性に対するあらゆる暴力の根絶(※1)

方針1－(3)－① DV防止に向けた啓発活動の充実

<施策の方向>

- ア DVは犯罪という認識に立ち、関係資料を収集し、情報の提供に努めます。
- イ DVやハラスメント(※2)等の問題について理解と認識を深めるための講演会等を開催するほか、啓発資料の作成を行います。
- ウ 市民の意識やその変化を的確に把握するため、定期的に調査を実施し研究・分析を行います。
- エ 職員に対してDVやハラスメント等に関する研修を実施し、問題への意識を高めます。
- オ 「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」等が雇用する側と働く側に周知されるよう啓発と広報活動に努めます。
- カ 学校及び若年層へのデートDV防止への理解を深めるための取り組みを実施します。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	企業への学習機会の情報提供	産業活性課	ア	1－(4)－② 3－(2)－② 4－(1)－①
2	法制度の情報提供	国際・男女共同参画課	ア	1－(4)－② 4－(1)－①
3	【名称変更】 情報提供の場の設置	国際・男女共同参画課	ア、ウ	1－(4)－② 4－(1)－① 4－(1)－②
4	担当職員の知識の向上・能力開発	国際・男女共同参画課	イ	1－(4)－②
5	DV防止キャンペーンやDV防止市民 セミナー実施	国際・男女共同参画課	イ、エ、 オ、カ	
6	市民・企業への情報提供	国際・男女共同参画課	イ、オ	1－(1)－① 1－(4)－② 4－(1)－① 4－(1)－②

(※1) ★印をつけ、 で囲んでいる個別目標は、プランの重点項目(P. 5参照)として位置づけたものです。

(※2) ハラスメント: 他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(3) ★女性に対するあらゆる暴力の根絶

方針1－(3)－② DV被害者に対する支援体制の充実

<施策の方向>

- ア DV被害者の安全確保及び秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携して、迅速に保護します。
- イ DV被害者の状況に応じて、心身のケア、各種支援制度に関する情報提供、経済的支援や就労支援など、自立へ向けての支援策を充実させます。
- ウ DV被害者支援対応マニュアル(※)の作成及び関係機関のネットワーク会議を定期的に行い、連携の強化を図ります。
- エ 相談員及び職員の資質向上のための研修制度、相談体制の強化を図るほか、被害者のプライバシーの保護に細心の注意を払いつつ安心して相談できる環境を整備します。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	電話による相談	市民相談課	ア	1－(4)－②
2	女性の緊急一時保護・自立支援	生活援護課	ア、イ	
3	【移動】 婦人相談員による相談	生活援護課	イ	
4	【名称変更】 市民相談員・女性相談員の配置	市民相談課	ウ、エ	1－(4)－①
5	県等が主催する研修会へ市民相談員・女性相談員を派遣	市民相談課	エ	1－(4)－① 1－(4)－②
6	【名称変更】 青少年における相談及び支援	青少年相談室	エ	1－(4)－① 5－(1)－②

(※) DV被害者支援対応マニュアル:平成26年度、生活援護課にて「DV 相談マニュアル」を作成。

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(4) 人権意識の向上

方針1－(4)－① 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の防止

<施策の方向>

ア あらゆる虐待を防止するための啓発を行うとともに、防止に向けた取り組みを促進します。

イ 虐待の実態を把握し、迅速で適切な対応を取ることができるよう、被害者に対する相談、保護、救済制度の取り組みを充実させます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	市民相談・女性相談	市民相談課	ア	
2	介護サービス事業者への啓発	介護保険課	ア	
3	高齢者虐待防止の普及啓発	高齢福祉課	ア	
4	児童虐待防止のための情報収集と啓発	【組織改正】 すくすく子育て課	ア	
5	青少年育成関係団体へ啓発資料を配布	こども・青少年課	ア	
6	「ひまわり相談」における電話相談	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	ア	5－(1)－①
7	児童虐待にかかわる相談・通報等への対応	【組織改正】 すくすく子育て課	ア、イ	
8	【名称変更】 青少年における相談及び支援	青少年相談室	ア、イ	1－(3)－② 5－(1)－②
9	県等が主催する研修会へ市民相談員・女性相談員を派遣	市民相談課	イ	1－(3)－② 1－(4)－②
10	【名称変更】 市民相談員・女性相談員の配置	市民相談課	イ	1－(3)－②
11	介護サービス利用者からの相談・対応	介護保険課	イ	
12	【名称変更】 地域包括支援センター等と連携した 相談・対応	高齢福祉課	イ	
13	障がい者相談支援事業	障がい福祉課	イ	
14	【名称変更】 家庭相談員の研修会等への派遣	【組織改正】 すくすく子育て課	イ	
15	【名称変更】 家庭相談員の研修会等への派遣	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	イ	

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

個別目標1－(4) 人権意識の向上

方針1－(4)－② ハラスメントの防止

<施策の方向>

- ア (再掲)DVやハラスメント等の問題について理解と認識を深めるための講演会等を開催するほか、啓発資料の作成を行います。
- イ (再掲)職員に対してDVやハラスメント等に関する研修を実施し、問題への意識を高めます。
- ウ 「男女雇用機会均等法」及び「男女共同参画社会基本法」等が雇用する側と働く側に周知されるよう啓発と広報活動に努めます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	企業への学習機会の情報提供	産業活性課	ア	1－(3)－① 3－(2)－② 4－(1)－①
2	市民・企業への情報提供	国際・男女共同参画課	ア	1－(1)－① 1－(3)－① 4－(1)－① 4－(1)－②
3	【名称変更】 情報提供の場の設置	国際・男女共同参画課	ア	1－(3)－① 4－(1)－① 4－(1)－②
4	職員に対する性差別表現是正に係る 研修の実施	国際・男女共同参画課	ア	
5	セクシュアル・ハラスメントの実態把握	国際・男女共同参画課	ア、イ	
6	法制度の情報提供	国際・男女共同参画課	ア、ウ	1－(3)－① 4－(1)－①
7	セクシュアル・ハラスメント相談員・職員 への研修	人財課	イ	
8	県等が主催する研修会へ市民相談員・ 女性相談員を派遣	市民相談課	イ	1－(3)－② 1－(4)－①
9	【名称変更】 市民相談員・女性相談員の配置	市民相談課	イ	4－(1)－②
10	電話による相談	市民相談課	イ	1－(3)－②
11	担当職員の知識の向上・能力開発	国際・男女共同参画課	イ	1－(3)－①
12	専門相談員による「こころの健康相談」 を開設	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	イ	5－(1)－① 4－(1)－②

基本目標2 男女共同参画への意識づくり

個別目標2－(1) ★社会制度・慣行の見直し、意識の改革

方針2－(1)－① 固定的性別役割分担意識の見直し

<施策の方向>

- ア 家庭・地域・学校・職場等のあらゆる分野において性別役割分担意識を見直し、教育機関・行政・企業・関連団体等が連携し啓発を進めます。
- イ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの人生を主体的に考えることができるように、個性や能力を生かす職業観や生活観を育む教育の推進に努めます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	男女共同参画に関する意識啓発のための職員研修	人財課	ア	
2	出産・育児に関する学習機会の提供	【組織改正】 すくすく子育て課	ア	4－(1)－② 4－(2)－①
3	地域活動団体等への働きかけ	こども・青少年課	ア	3－(1)－①
4	ジェンダーに関する学習機会の提供	国際・男女共同参画課	ア	1－(1)－①
5	男女共同参画に関する意識調査の実施	国際・男女共同参画課	ア	
6	ジェンダーに関する学習機会の提供	生涯学習センター	ア	1－(1)－①
7	地域活動団体等への女性委員参加の働きかけ	生涯学習センター	ア	
8	【名称変更】 女性の消防団活動への参加	警防課	ア	
9	男女共同参画情報誌「わくわく」等の発行	国際・男女共同参画課	ア、イ	1－(1)－①
10	【名称変更】 男女共同参画に関する情報提供の場の設置	国際・男女共同参画課	ア、イ	5－(3)－②
11	【名称変更】 男女共同参画コーナー(掲示・閲覧・配布)での情報提供	生涯学習センター	ア、イ	5－(3)－②
12	女性職員の職務内容の見直しと職域の拡大	人財課	イ	3－(2)－②
13	能力に応じた女性職員を管理職への登用	人財課	イ	3－(2)－②
14	男女共同参画に関する職員研修の機会を提供	国際・男女共同参画課	イ	

基本目標2 男女共同参画への意識づくり

個別目標2－(2) 男女平等を推進する教育の展開

方針2－(2)－① 男女共同参画学習の推進

<施策の方向>

- ア 児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育の推進を図ります。
- イ 豊かな人格形成を目的とし、人間尊重・男女平等の精神に基づいた性教育の推進に努めます
- ウ 性別にとらわれないキャリア教育を推進し、能力や適正を生かした進路指導や職業教育の充実を図ります。
- エ 教育関係者に対して男女共同参画社会の形成への理解を図るための研修を促進します。
- オ 自立して主体的な生活を営むために、家庭のあり方や家族の人間関係など今日的課題を考慮した教育の充実に努めます。
- カ (再掲)男女がからだと性について互いに尊重し、責任ある行動がとれるよう学校や地域における健康教育と多様な相談体制を充実します。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	青少年育成関係団体への働きかけ	こども・青少年課	ア	
2	混合名簿の推進	指導室	ア	
3	少年消防団支援事業	予防課	ア	
4	発達段階に応じた性に関する教育と相談	指導室	ア、イ、カ	2－(2)－②
5	個性を生かした主体的な進路選択能力の育成	指導室	ウ	
6	進路指導推進事業	指導室	ウ	
7	【名称変更】 教職員に対する男女平等研修の実施	指導室	エ	2－(2)－②
8	自立をねらいとした生活科・家庭科教育	指導室	オ	

基本目標2 男女共同参画への意識づくり

個別目標2－(2) 男女平等を推進する教育の展開

方針2－(2)－② 幼児期からの平等意識の形成

<施策の方向>

- ア 幼児の発達段階に応じた男女平等教育の推進を図ります。
- イ 生涯を通じた男女平等教育の初期段階として、保育所・幼稚園において、子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な分担意識を植え付け不要配慮します。
- ウ 保育所・幼稚園に対し、平等意識形成のための出前講座を実施します。
- エ 幼児期の子どもを持つ親に対し、男女平等意識に対する意識の啓発に努めます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	【名称変更】 教職員に対する男女平等研修の実施	指導室	ア	2－(2)－①
2	発達段階に応じた性に関する教育と 相談	指導室	ア、イ、 ウ、エ	2－(2)－①

基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画づくり

個別目標3－(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

方針3－(1)－① 地域活動における女性リーダー登用の促進

<施策の方向>

- ア 女性が役員等、意思決定の場に参画する際に、障がいとなる状況を取り除き、女性の積極的な参画と女性が参画しやすい土壌づくりの支援を行います。
- イ 自治会・消防団・商工会議所・社会福祉協議会・PTA等の各団体に対して、主要役員等への女性比率の「ゼロをなくす運動」を展開する目標設定を要請します。
- ウ 防災の分野において、女性リーダーの登用を促進します。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	地域活動団体等への働きかけ	生活あんしん課	ア	
2	女性リーダーに関する情報提供	生活あんしん課	ア、イ	
3	地域活動団体への働きかけ (商工会議所)	国際・男女共同参画課	ア、イ	
4	地域活動団体等への働きかけ	こども・青少年課	ア、イ	2－(1)－①
5	地域活動団体等への働きかけ (大和市PTA連絡協議会等へ)	生涯学習センター	ア、イ	
6	地域活動団体等への働きかけ (利用者懇談会)	生涯学習センター	ア、イ	
7	地域活動団体への働きかけ	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	ア、イ	
8	【名称変更】 自主防災組織への働きかけ	危機管理課	ウ	

基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画づくり

個別目標3－(2) ★ポジティブ・アクションの推進

方針3－(2)－① 審議会等における女性の割合の拡大

<施策の方向>

- ア 女性がいらない審議会等の解消に努めるとともに、審議会等への女性の参画率を50％に近づけるよう努めます。
- イ 女性の参画率の低い審議会等へのヒアリングを実施し、人材発掘をする際の情報提供等を行います。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	女性委員の比率目標達成のための働きかけと結果の公表	政策総務課	ア	
2	女性委員の比率目標達成のための働きかけと結果の公表	国際・男女共同参画課	ア、イ	
3	女性人材に関する情報収集と提供	国際・男女共同参画課	イ	

基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画づくり

個別目標3－(2) ★ポジティブ・アクションの推進

方針3－(2)－② 就労分野における女性登用の拡大

<施策の方向>

- ア 女性の職域を拡大するため、能力開発や起業等の情報提供と学習機会の充実に努めます。
- イ 結婚、出産、育児、介護、病気などさまざまな理由で離職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携し求人情報提供、再就職準備講座の開催等を行います。
- ウ 女性が企業、団体の役員へ登用され、方針決定過程に参画できるよう、関係機関と連携し意識啓発を推進します。
- エ 女性の進出が進んでいない分野において、指導的立場で活躍している、ロールモデルとなる女性の情報を提供し、啓発に努めます。
- オ 働く女性が持つさまざまな悩みに対し、適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実に努めます。
- カ 市役所において、女性職員が働きやすい環境の整備、管理監督職への女性の登用に積極的に取り組みます。

※目標：国に準じて、女性職員の管理監督職への登用割合を30%に近づけます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	女性の起業に関する情報の提供	産業活性課	ア	
2	女性の起業に関する情報の提供	国際・男女共同参画課	ア	
3	女性リーダーのための学習機会の提供	生涯学習センター	ア	
4	企業への学習機会の情報提供	産業活性課	ア、ウ	1－(3)－① 1－(4)－② 4－(1)－①
5	勤労者・企業への情報提供	産業活性課	ア、ウ、 エ、オ	4－(1)－②
6	ひとり親家庭への就労支援	こども総務課	イ	4－(1)－②
7	市が実施する各種調査との連携と意識啓発	国際・男女共同参画課	ウ	
8	女性リーダーに関する情報提供	国際・男女共同参画課	ウ、エ	
9	女性職員の職務内容の見直しと職域の拡大	人財課	カ	2－(1)－①
10	能力に応じた女性職員の管理職への登用	人財課	カ	2－(1)－①

基本目標4 仕事と生活の調和づくり

個別目標4－(1) ★仕事と家庭を両立するための環境整備

方針4－(1)－① 職場における男女共同参画の取組み促進

<施策の方向>

- ア 職場において、性別にとらわれず個人の意思や能力に応じて人材の配置・職務の分担が行われるよう、雇用する側と働く側の意識啓発に努めます。
- イ 企業経営者、人事労務担当者、労働者に向けて、ダイバーシティ(※)の啓発並びに労働者が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組み方法等についての情報と学習機会を提供します。
- ウ (再掲)働く女性が持つさまざまな悩みに対し、適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実を図ります。
- エ 女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組みを進める市内事業所を認定・表彰します。また認定・表彰事業所の取組みについて情報提供し、他の市内事業所への普及・啓発を図ります。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	企業への学習機会の情報提供	産業活性課	ア、イ	1－(3)－① 1－(4)－② 3－(2)－②
2	市民・企業への情報提供	国際・男女共同参画課	ア、イ、エ	1－(1)－① 1－(3)－① 1－(4)－② 4－(1)－②
3	【名称変更】 情報提供の場の設置	国際・男女共同参画課	ア、イ、エ	1－(3)－① 1－(4)－② 4－(1)－②
4	企業への育児、介護、ボランティア 休暇などの制度に関する情報提供	産業活性課	イ	
5	法制度の情報提供	国際・男女共同参画課	ウ	1－(3)－① 1－(4)－②

(※)ダイバーシティ:「多様性」の意。人種、性別、年齢、個性、価値観、健康状態等、あらゆる多様性を積極的に受け入れることで、優秀な人材を幅広く確保し、ビジネスの成長につなげようとする考え方。

基本目標4 仕事と生活の調和づくり

個別目標4-(1) ★仕事と家庭を両立するための環境整備

方針4-(1)-② 働き続けるための条件整備

<施策の方向>

- ア 働く男女の多様なニーズに対応できるよう保育施設等の充実を促進します。
- イ 安心して働き続けるために放課後児童クラブ事業の充実に努めます。
- ウ 子育ての総合窓口としての役割を担う施設の充実を図るとともに、保育所等の機能を活用して相談や情報の提供に努め、地域社会の子育てへの支援を促進します。
- エ ひとり親家庭の日常生活の安定を図るため、経済的支援・サービスを充実させるとともに、精神面でも支援できる相談体制の推進に努めます。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	延長保育、一時預かり(非定型的)の実施	【組織改正】 ほいく課	ア	
2	休日保育の実施	【組織改正】 ほいく課	ア	
3	児童クラブの開設及び民間児童クラブ事業(委託)の実施	こども・青少年課	イ	
4	【名称変更】 市民相談員・女性相談員の配置	市民相談課	ウ	1-(4)-②
5	勤労者・企業への情報提供	産業活性課	ウ	3-(2)-②
6	【名称変更】 「子育て支援センター」機能の充実	【組織改正】 ほいく課	ウ	
7	出産・育児に関する学習機会の提供	【組織改正】 すくすく子育て課	ウ	2-(1)-① 4-(2)-①
8	【名称変更】 情報の提供やカウンセリングの実施	こども総務課	ウ	
9	民間(NPO等)相談窓口との連携	こども総務課	ウ	5-(3)-①
10	地域育児センター機能の充実	【組織改正】 ほいく課	ウ	
11	市民・企業への情報提供	国際・男女共同参画課	ウ	1-(1)-① 1-(3)-① 1-(4)-② 4-(1)-①

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
12	【名称変更】 情報提供の場の設置	国際・男女共同参画課	ウ	1-(3)-① 1-(4)-② 4-(1)-①
13	家庭教育支援のための事業	生涯学習センター	ウ	4-(2)-① 5-(3)-①
14	【名称変更】 情報提供の場の設置	生涯学習センター	ウ	4-(2)-① 5-(3)-①
15	法制度の情報提供	産業活性課	ウ、エ	
16	子育て支援のための相談業務	【組織改正】 ほいく課	ウ、エ	
17	ハローワーク等との連携	産業活性課	エ	
18	小児医療費の助成	こども総務課	エ	
19	ひとり親家庭への就労支援	こども総務課	エ	3-(2)-②
20	ひとり親家庭等の医療費の助成	こども総務課	エ	
21	ひとり親家庭等家賃助成事業	こども総務課	エ	
22	【名称変更】 母子・父子自立支援員による相談、 窓口・電話等による情報提供	こども総務課	エ	
23	母子福祉資金等の支援	こども総務課	エ	
24	ひとり親家庭への市営住宅入居支援	街づくり総務課	エ	
25	専門相談員による「こころの健康相談」を開設	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	エ	1-(4)-② 5-(1)-①

基本目標4 仕事と生活の調和づくり

個別目標4-(2) 男女ともに子育てできる環境整備

方針4-(2)-① 男性の家庭生活や地域活動への参加促進

<施策の方向>

- ア 男性に向けた地域活動や家事を行うための情報を発信し、学習や交流の機会を提供します。
- イ 主に乳幼児を持つ父親を対象に、子育ての楽しさや父親同士のネットワーク作りに関する情報提供に努めます。
- ウ 男女が安心して育児休暇・介護休暇を取得できるよう、職場環境の整備を図るとともに事業主と労働者への啓発に努めます。
- エ 市役所の男性職員が育児休業を取得しやすい取り組みを進めます(国に準じて、目標13%)。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	運動会や授業参観の土・日の実施	指導室	ア	5-(3)-②
2	子育て支援センターにおける交流の場を提供	【組織改正】 ほいく課	ア、イ	
3	子育て支援センター主催の子育て講座を開催	【組織改正】 ほいく課	ア、イ	
4	ふれあい広場の開催・子ども広場の提供	こども・青少年課	ア、イ	5-(3)-②
5	【名称変更】 親子が交流できる事業	生涯学習センター	ア、イ	
6	家庭教育支援のための事業の実施	生涯学習センター	ア、イ	4-(1)-② 5-(3)-①
7	【名称変更】 情報提供の場の設置	生涯学習センター	ア、イ	4-(1)-② 5-(3)-①
8	子ども(親子を含む)を対象とした教室を開催	公益財団法人 大和市 スポーツ・よか・みどり財団	ア、イ	5-(3)-②
9	【名称変更】 親子が交流できる事業	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	ア、イ	
10	出産・育児に関する学習機会の提供	【組織改正】 すくすく子育て課	イ	2-(1)-① 4-(1)-②
11	産前休暇の職員配置	人財課	ウ	
12	企業に対する「育児・介護休業法」に関する学習機会の情報提供	産業活性課	ウ	
13	家事・育児・介護等に関する学習機会の提供	国際・男女共同参画課	ウ	
14	市職員に対する啓発	人財課	エ	

基本目標5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり

個別目標5－(1) 生活上の困難に直面する男女への支援

方針5－(1)－① 高齢男女への支援

<施策の方向>

- ア 高齢者に対し、個人の経験・能力を生かすことのできる活動環境の整備と就労機会の提供を図ります。
- イ 地域において、市民の相互扶助の意識を啓発するとともに、孤立や引きこもりを解消するための地域社会活動や交流活動の支援を行います。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	シルバー人材センターの支援	高齢福祉課	ア	
2	【新規登載】 生活困窮者自立相談支援事業	生活援護課	ア	5－(1)－②
3	生活福祉資金・緊急生活資金貸付事業	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	ア	
4	【統合】 高齢の方に対する総合相談の実施	高齢福祉課	ア、イ	
5	障がい者や高齢者に対する生活相談	障がい福祉課	ア、イ	
6	【名称変更】 高齢者・障がい者支援に係る民生委員・児童委員活動	健康福祉総務課	イ	
7	介護サービス事業者との連携協力	介護保険課	イ	
8	【名称変更】 高齢の方を対象とした学習機会の提供	高齢福祉課	イ	
9	【名称変更】 高齢の方に対する交流活動の場の提供	高齢福祉課	イ	
10	【名称変更】 高齢の方の介護予防・生活支援事業	高齢福祉課	イ	
11	手話及び筆記通訳者の派遣・設置	障がい福祉課	イ	
12	障がいに対する理解に係る学習機会の提供	障がい福祉課	イ	

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
13	【名称変更】 障がい者や高齢者への訪問・在宅サービス	障がい福祉課	イ	
14	情報の場の提供や相談の実施	障がい福祉課	イ	
15	在宅要援護高齢者への「ふれあい訪問活動」実施	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	イ	
16	専門相談員による「こころの健康相談」を開設	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	イ	1-(4)-② 4-(1)-②
17	「ひまわり相談」における電話相談	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	イ	1-(4)-①

基本目標5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり

個別目標5－(1) 生活上の困難に直面する男女への支援

方針5－(1)－② 若い世代の自立への支援

<施策の方向>

- ア 職業選択の幅を広くし、能力開発を図るため、資格や技能の取得についての情報と機会の提供に努めます。
- イ 関係機関と連携して、就業や労働に関する相談機会の充実を図ります。
- ウ (再掲) 地域において、市民の相互扶助の意識を啓発するとともに、孤立や引きこもりを解消するための地域社会活動や交流活動の支援を行います。
- エ 専門機関における相談の充実、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の整備を図ります。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	ヤングキャリアカウンセリングの実施	産業活性課	ア、イ	
2	キャリアカウンセリングの実施	国際・男女共同参画課	ア、イ	
3	【新規登載】 生活困窮者自立相談支援事業	生活援護課	イ、ウ	5－(1)－①
4	青少年を対象としたボランティア体験 講座等の実施	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	ウ	
5	ボランティア登録制度の充実	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	ウ	5－(3)－②
6	【名称変更】 電話によるひとり親家庭の相談	こども総務課	エ	
7	【名称変更】 青少年における相談及び支援	青少年相談室	エ	1－(3)－② 1－(4)－①

基本目標5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり

個別目標5－(2) 多文化共生の推進と環境づくり

方針5－(2)－① 外国人がともに暮らせるための支援

<施策の方向>

- ア 多文化共生事業への参画を推進します。
- イ 国際交流、国際理解をさらに発展させるために、市民のボランティア活動を支援するとともに、人材育成を行います。
- ウ 世界各地域の女性の人権問題についての理解を深めるための情報収集や情報提供を行います。
- エ 国の文化を知るための学習の機会を充実します。
- オ 外国人市民への行政及び生活に関する情報提供の充実を図るとともに、外国人市民の意見を聞く機会を充実させます。
- カ 海外友好都市との交流を促進します。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	【名称変更】 外国人市民への多言語及びやさしい 日本語による情報提供	国際・男女共同参画課	ア	
2	日本語教室の運営支援及びネットワ ークづくり	国際・男女共同参画課 (公益財団法人 大和市国際化協会)	ア	
3	親子の日本語教室	生涯学習センター	ア	
4	やまと国際交流フェスティバルの開催	公益財団法人 大和市国際化協会	ア、エ	
5	やまと世界料理の屋台村の開催	国際・男女共同参画課	ア、エ、カ	
6	外国人児童・生徒教育支援	指導室	ア、オ	
7	多文化共生、国際交流による地域づく りを発展させるためのボランティア活 動支援	生涯学習センター	イ	
8	【名称変更】 外国語教育の推進	指導室	イ	
9	多文化共生、国際交流に係るボラン ティアの資質向上のための支援	公益財団法人 大和市国際化協会	イ	
10	海外の男女共同参画推進に関する情 報収集と提供	国際・男女共同参画課	ウ	
11	【名称変更】 外国人相談体制の整備	国際・男女共同参画課	ウ	

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
12	平和に対する意識の啓発	国際・男女共同参画課	ウ	
13	【名称変更】 外国人相談体制の整備	公益財団法人 大和市国際化協会	ウ	
14	【新規登載】 ホームステイバンクの運営	公益財団法人 大和市国際化協会	エ	
15	外国人市民サミット	国際・男女共同参画課	オ	
16	外国人市民の市民参加の促進	国際・男女共同参画課	オ	

基本目標5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり

個別目標5－(3) ★さまざまな主体による地域づくり

方針5－(3)－① 地域ネットワーク構築の支援

<施策の方向>

- ア 男女共同参画を推進する市民の活動を支援する環境を整備します。
- イ 男女共同参画を推進する活動の情報収集・情報提供を充実させます。
- ウ 男女共同参画推進本部となる担当部署等のコーディネート力、情報発信力を高めます。
- エ 行政と地域活動を行っている団体等とのネットワーク構築や団体相互の連携を促進します。
- オ (再掲)子育ての総合窓口としての役割を担う施設の充実を図るとともに、保育所等の機能を活用して相談や情報の提供に努め、地域社会の子育てへの支援を促進します。

<実施する事業>

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	コミュニティセンターの拠点機能の充実	生活あんしん課	ア	
2	男女共同参画を推進する市民活動団体の育成・支援	国際・男女共同参画課	ア	
3	学校施設の開放の推進	生涯学習センター	ア	
4	【名称変更】 講座・フォーラムの開催日・時間の工夫及び一時保育の実施	生涯学習センター	ア	
5	【名称変更】 情報提供の場の設置	生涯学習センター	ア	4－(1)－② 4－(2)－①
6	地域学習交流の支援	生涯学習センター	ア	
7	地域活動の拠点機能の充実	生涯学習センター	ア	
8	文化芸術事業の実施	生涯学習センター	ア	
9	図書館主催講座における一時保育の実施	図書館	ア	
10	学校施設のスポーツ開放の推進	スポーツ課	ア	
11	各年代に応じたスポーツ教室の開催	公益財団法人 大和市 スポーツ・よか・みどり財団	ア	1－(2)－①
12	託児及び親子で参加できるスポーツ教室等の開催	公益財団法人 大和市 スポーツ・よか・みどり財団	ア	

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
13	市民活動センター機能の充実	市民活動課	ア、ウ	
14	防犯活動への女性の参加	生活あんしん課	ア、エ	
15	文化芸術事業の実施	文化振興課	ア、エ	5-(3)-②
16	市民活動団体情報のデータベース化	市民活動課	イ	5-(3)-②
17	学習相談員による相談体制の整備	生涯学習センター	イ	
18	家庭教育支援のための事業の実施	生涯学習センター	イ	4-(1)-② 4-(2)-①
19	生涯各期に対応した事業の実施	生涯学習センター	イ	
20	生涯学習に関する情報の提供	生涯学習センター	イ	
21	男女共同参画の情報コーナーの設置	図書館	ウ	5-(3)-②
22	はぐくねっと	こども総務課	エ	
23	プレママ・パパ チャレンジ離乳食教室	【組織改正】 すくすく子育て課	エ	
24	民間(NPO等)相談窓口との連携	こども総務課	エ	4-(1)-②
25	青少年育成団体の支援	こども・青少年課	エ	
26	ファミリーサポートセンター事業	【組織改正】 すくすく子育て課	エ	
27	市民団体と連携した啓発事業の実施	国際・男女共同参画課	エ	
28	生活に役立つ日本語の読み書きを学ぶ「つるま読み書きの部屋」	国際・男女共同参画課	エ	
29	【名称変更】 子育て支援に係る民生委員、児童委員活動	健康福祉総務課	オ	
30	親子または子どもが自由に遊べるスペース(ふれあいルーム)の開設	こども・青少年課	オ	
31	専門相談員・女性相談員の配置	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	オ	
32	保育ボランティアの育成	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	オ	5-(3)-②

基本目標5 全ての人が安心して暮らせる地域社会づくり

個別目標5－(3) ★さまざまな主体による地域づくり

方針5－(3)－② 地域社会への参画・参加

＜施策の方向＞

- ア 働く女性や子育てをする男女が地域活動へ参画しやすい環境を整えます。
- イ 子どもたちが、地域活動に関心を持てる機会を提供します。
- ウ 各世代の男女がそれぞれの能力や、得意分野に関する知識などを活かして、さまざまな地域活動に参画できる環境づくりに努めます。
- エ 地域の行事等の情報を発信し、市民の参加を促します。
- オ 市民の地域でのボランティア活動やNPO活動等を支援します。

＜実施する事業＞

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
1	男女共同参画の情報コーナーの設置	図書館	ア	5－(3)－①
2	運動会や授業参観の土・日の実施	指導室	ア	4－(2)－①
3	子ども(親子を含む)を対象とした教室の開催	公益財団法人 大和市 スポーツ・よか・みどり財団	ア	4－(2)－①
4	市民活動補償制度の周知	市民活動課	ア、ウ	
5	【名称変更】 男女共同参画に関する情報提供の場の設置	国際・男女共同参画課	ア、ウ	2－(1)－①
6	【名称変更】 男女共同参画コーナー(掲示・閲覧・配布)での情報提供	生涯学習センター	ア、エ	2－(1)－①
7	美化活動への家族での参加促進	生活環境保全課	イ	
8	青少年を対象としたボランティア体験講座等の実施	こども・青少年課	イ	
9	ふれあい広場の開催・子ども広場の提供	こども・青少年課	イ	4－(2)－①
10	地域で遊べる場づくり	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	イ	
11	児童館事業の実施	こども・青少年課	イ、エ	
12	市民活動団体情報のデータベース化	市民活動課	ウ	5－(3)－①

番号	事業等の名称	所管課かい	対応する 施策の方向	重複する他の方針
13	文化芸術事業の実施	文化振興課	エ	5-(3)-①
14	【名称変更】 ボランティア登録制度の整備	市民活動課	オ	
15	【名称変更】 ボランティア登録制度の整備	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	オ	5-(1)-②
16	保育ボランティアの育成	社会福祉法人 大和市社会福祉協議会	オ	5-(3)-①